

かすみがうら市議会文教厚生委員会会議録

平成29年10月19日 午前10時57分 開 議

出席委員

委員長	田谷文子
副委員長	設楽健夫
委員	古橋智樹
委員	岡崎勉
委員	宮嶋謙

欠席委員

なし

出席説明者

教 育 長	大山隆雄
教 育 部 長	飯田泰寛
市 民 部 長	櫻井清
学校教育課長	山内美則
国保年金課長	元木義和
教育指導室長	岡野浩則

出席書記名

議会事務局	檜山宏美
-------	------

議 事 日 程

平成29年10月19日（木曜日）午前10時57分 開 議

1. 開 会
2. 教育長あいさつ
3. 事 件
 - (1) かすみがうら市小中一貫教育基本方針（案）について
 - (2) その他
4. 閉 会

開 議 午前10時57分

○田谷文子委員長

時間前ですけれども、おそろいですので、始めさせていただきます。

おはようございます。

委員の皆様には、お忙しい中お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席委員は5名で会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから文教厚生委員会を開きます。

本日の日程に入ります前に、本日、教育長がご出席されておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

改めまして、おはようございます。

本日は、何かとお忙しいところ、文教厚生委員会を開催していただきまして、まことにありがとうございます。

さて、今回は、かすみがうら市小中一貫教育基本方針（案）についてのご提案とご説明をさせていただくことをお願いしております。委員の皆様には、今後の本市教育遂行へのご助言も含めましてご意見をいただければと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○田谷文子委員長

ありがとうございました。

それでは、書記を指名いたします。

議会事務局、檜山係長を指名いたします。

本日の日程は、お手元に配布いたしました会議次第のとおりでございます。

それでは、早速本日の日程事項に入ります。

ここで、市民部長から資料の配布並びに発言の申し出がございますので、これを許します。

資料の配布をお願いします。

（資料配布）

○田谷文子委員長

配布漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、説明を求めます。

市民部長 櫻井 清君。

○市民部長（櫻井 清君）

今回、文教厚生委員会があるという話を聞きまして、先日、国民健康保険運営協議会が16日月曜日に開催され、その報告をさせていただきたいと思いました。急な話でありましたので、この会議次第等には入ってなく、ましてや本来その他のほうですが、議題との時間の関係により、市民部の国民健康保険関係の報告を先にさせていただければということで考えております。

どうも突然申しわけありませんでした。

それでは、国保年金課の元木課長から説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

国保年金課長 元木義和君。

○国保年金課長（元木義和君）

それでは、座ったまま説明させていただきます。

まず資料をごらんいただきたいのですが、国民健康保険税の納期についてということで、平成30年度から国保の広域化ということで、保険者に茨城県が入るという中で、いろいろと来年度の保険料について、それから全般的な事務について等の協議をしているわけなのですが、月曜日の国保運営協議会の中では報告させていただいたのですが、とりあえず国民健康保険税については、今年度はいじらなくて、据え置きの方で答申をするというような形になっております。それとは別に、国民健康保険税の納期については、こちらの資料の上の段ですが、現行、4月、6月、それから8月から2月までの9期となっておりまして、1期と2期になっております4月、6月については、こちらの課税が前々年度の所得に対しての仮の課税と、仮徴収という形でなっているものですから、8月の本算定の時期に税額変更の方の問い合わせとか内容に対する疑問とか、そういったものが数々あったものですから、平成30年度の広域化を契機に、前年度所得ですね、確定申告が終わって市民税の課税のほうは6月中にはできますので、その課税内容をもとに、7月に本算定を始めて、それで納期を設定したいという方向で考えております。

こちらの改正案には、案①②③④となっておりますが、この前の国民健康保険運営協議会の中では、この①案を採用したいということで事務局のほうから説明させていただきまして、答申のほうもこちらの案でいいだろうというようなことでいただいております。今後、市長にも説明、決裁を受けまして、12月の定例議会に改正案が提出できればと考えております。

今回改正という事務局案ですが、今まで仮徴収を行いますと、仮に前年度に息子世帯と一緒に保険税額がかなり高額になっていた方、例えば年間80万程度かかっていた場合に、息子世帯が今年度は異動したと。そういった場合には、前年度の世帯状況というか、課税状況をもとに課税されますので、4月、6月がものすごく高い、仮に、前年度の9分の1ということになっていきますので、4、6に10万円程度ずついって、8月の本算定に逆に還付するような、息子世帯がいなくなった場合には還付するような形になっていた。そういった問い合わせとか、前年度に途中で転入した場合には4月、6月が前年度の9分の1の課税になるので、すごく安かったのに、7月過ぎて8月の本算定のときには所得を見直して、かなり高額になってしまうといった、何でこういうふうにはばらつきがあるのかというような意見が多数ありました。それと、納付書も2回出さなくてはならないこともありまして、でき

れば今回の広域化に伴いまして、制度改正をさせていただきたいということで、この案①の7月の本算定から2月までの納期ということで、納期が1回減ってしまいますが、トータル的に考えて、国保年金課の中では、今後このような形での課税をしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

以上で説明を終わります。

○田谷文子委員長

以上で申し出による発言が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時05分

○田谷文子委員長

会議を再開いたします。

次に、かすみがうら市小中一貫教育基本方針（案）についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

本日は、大変ご苦勞さまでございます。

それでは、小中一貫教育の基本方針（案）につきまして、担当の山内課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

それでは、かすみがうら市小中一貫教育基本方針（案）につきましてご説明申し上げます。

小中一貫教育につきましては、本年度の市長の施政方針にも位置づけられておりますことから、教育委員会におきまして、小中連携推進委員会と協議調整を図りながら、かすみがうら市小中一貫教育基本方針の策定を進めてまいりました。

このたび案として取りまとめを行いましたので、ご説明させていただきたいと思います。

この小中一貫教育基本方針は、現在、3月策定を目指して並行して進めております千代田中学校区統合小学校整備基本計画の内容にも関連が出てくるものと思われます。また、その後の設計にもつながってくると考えられるため、できるだけ早い時期、年内をめどに小中一貫教育基本方針を整えまして、整備基本計画の協議へ反映させていくという予定で進めております。

なお、この今後の手続といたしまして、資料の3ページでございます、市の基本的な施策に係る重要な方針という捉え方から、広く市民の皆様の意見を伺おうと思っております。そのため意見公募、パブリックコメントを計画しております。日程につきましては、予告期間を10月18日から31日までの14日間、募集の期間を11月1日から14日までの同じく14日間とさせていただきます。その後、いただきました意見を取りまとめまして、基本方針の内容の修正をしまして、年内、12月の末までには策定をしてまいりたいというふうに考えております。

それでは、基本方針（案）の内容につきましては、岡野教育指導室長から詳細をご説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

それでは、かすみがうら市小中一貫教育基本方針（案）についてご説明させていただきます。

資料の1ページ目をごらんください。

かすみがうら市教育委員会では、「豊かな学びと創造のまちづくり」の実現に向けて、かすみがうら市教育振興基本計画に基づき、教育行政に取り組んでまいりました。

近年、教育を取り巻く環境が大きく変化している中で、規範意識の低下や10歳の壁、小学校高学年の不安定さ、中1ギャップなどが課題として取り上げられております。

このような状況を踏まえ、これまでの取り組みの成果を継承しつつ、「ともに学び 地域に活かす 未来を拓く ひとづくり」を基本理念とした、今年度から平成33年度までの市教育振興基本計画を策定しました。この計画を基本とし、学校、家庭、地域及び関係機関との連携協力を図りながら子どもたちの健やかな成長を願い、小中学校の教職員が一体となって学習指導や生徒指導等に系統的・継続的に取り組み、義務教育9年間の指導を行うことが重要となります。

一方、平成16年に文部科学大臣より義務教育の改定案が提出されて以来、小中一貫教育に関してさまざまな提言がなされ、全国各地で実践研究がなされてきました。平成26年度調査では、全国の自治体78%で小中一貫教育、小中連携教育が実施されており、学力向上や中1ギャップの解消を初めとして、多くの成果が発表されております。

かすみがうら市におきましても、これまで研究、研修を重ねてきております。今回のかすみがうら市教育振興基本計画の策定を機に、市として小中一貫教育に取り組むことが学校教育の目標を達成するための手だてとして有効であると考え、市内全ての小中学校における小中一貫教育の推進を期して、かすみがうら市小中一貫教育基本方針として策定いたしました。

基本的な考え方としましては、小中一貫教育を実施することにより、児童生徒一人一人の生きる力が一層育まれ、充実した学校生活を送ることができ、児童生徒がかすみがうら市で学んでよかったと思えるようにしていきます。そして、かすみがうら市の豊かな自然や文化、歴史、地域を支える人々などについて、小中学校で計画的に学んでいくことで、ふるさとかすみがうら市のよさを改めて認識させます。

これらにより、児童生徒が郷土かすみがうら市を誇りに思い、周りの人に感謝し、本市を愛する人になることを期待しております。

実施に当たっては、かすみがうら市の学校教育の現状と課題、特に児童生徒の実態を踏まえた上で、地域の特性等を十分に生かしながら小中一貫教育を進めていきます。

3ページに示したのは、小中一貫教育のイメージ図です。小中一貫教育の狙いをかすみがうら市の小中一貫教育、よりよく社会や世界と関わり、よりよい人生を送るために必要な資質・能力の育成、副題としまして、児童生徒の連続した学びと自己有用感の向上としました。

市の目指す児童生徒像は3点、確かな学力を身に付け、挑戦する児童生徒、郷土かすみがうら市を愛し、よりよい生き方を求める児童生徒、豊かな心を持ち、自他を大切にする児童生徒としました。

4ページをごらんください。

小中一貫教育が目指すものをご説明いたします。

教育基本計画の学校教育の目標と生涯学習の目標の達成に向けて、かすみがうら市でも小中一貫教育で育成する目指す資質・能力を、育成する力、7 P o w e r s と態度・価値、8 V a l u e s の2

つの視点から捉え、5 ページのように設定いたしました。

6 ページをごらんください。

本市の目指す児童生徒像をもとに、中学校区内にある小学校と中学校が目指す学校像、児童生徒像を共有し、その実現を目指して、校種の違いによる意義を大切にしつつも、義務教育 9 年間で児童生徒の学びの連続性を保障した教育活動を市内小中学校全校で推進していきます。

かすみがうら市では、小中一貫教育を義務教育 9 年間で児童生徒を育てるという視点に立ち、9 年間を見通した教育課程の中で、小中学校間の密接な連携を図る教育と捉えます。また、資料の欄外に示したのは、文部科学省が平成 24 年度に示した小中連携教育と小中一貫教育の定義です。参考事項として載せさせていただきました。

7 ページの推進の方法についてですが、大きく 3 点ございます。

第 1 に、全ての中学校において推進していきます。霞ヶ浦中学校区、千代田中学校区、下稲吉中学校区の 3 つの中学校区の実態に応じて、小中一貫教育を推進してまいります。また、志筑小学校、新治小学校、七会小学校、上佐谷小学校は、完全実施のときには 4 校の統合小学校となります。

2 つ目としましては、義務教育 9 年間を見通し、系統性・連続性を確保した教育課程を編成・実施、実践してまいります。

3 つ目としましては、小中学校間の円滑な接続を図るために、小学校 5 年、6 年生から中学校 1 年生の接続期を重視した取り組みを行います。

また、これまでの各中学校、あるいは各学校で地域との連携を強化・実践してまいりましたが、今後さらに地域や保護者との連携体制を継続的に確保し、連携を強化していくために学校運営協議会制度についての調査研究を進め、小中一貫教育を効果的に推進していけるようにしてまいります。

8 ページに入らせていただきます。

推進の形態についてですが、まず教育課程における学年の区切りについてご説明いたします。

児童生徒の心や体の発達段階を踏まえ、小学校 1 年生から小学校 4 年生までの 4 年間を前期として、基礎・基本の定着を、小学校 5 年生から中学校 1 年生までの 3 年間を中期として、基礎・基本の徹底を、中学校 2 年生、中学校 3 年生の 2 年間を後期として、実践力の伸長に重点を置き、指導を行ってまいります。

ただし、この区切りは小中一貫教育を行う上で系統的・継続的な教育活動を実践するための区切りであって、4 年生で小学校を卒業したり、5 年生から中学校に入学するということではございません。文部科学省の学習指導要領をもとにカリキュラムを設定してまいりますので、児童生徒の転入・転出についても通常どおりとなります。

施設形態ですが、施設一体型、施設併設型、施設分離型に分類されます。文部科学省が定義している設置者の異なる連携型小中学校は、かすみがうら市の現状に沿わないため、除きました。

かすみがうら市では、施設形態によらず、中学校区ごとに取り組みます。千代田中学校区における小中一貫型小中学校や義務教育学校の設立につきましては、区内の小学校の統合を踏まえて、今後も地域の方々、関係者の方々の意見を聞きながら検討してまいります。霞ヶ浦中学校区及び下稲吉中学校区におきましては、施設の設置状況等から、施設分離型の小中一貫型小学校、中学校として小中一貫教育を進めていくこととします。

10 ページをごらんください。

推進のための重点を 5 つの視点として定め、推進してまいります。

第 1 に、中学校区ごとの教育目標を設定するとともに、小中学校で目指す児童生徒像を共有し、生

きる力の育成を図ります。

第2に、教育課程の編成や指導方法などの工夫・改善を図り、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指してまいります。特に10年間を通した学びの約束、ルールを設定し、9年間を通して積み重ね、主体的に学びに臨む姿勢と主体的に学び続ける力を高めてまいります。

第3に、小中学生がともに活動する機会の充実等により、児童生徒の自己有用感を高めるとともに、教育活動の連続性を推進していきます。

4つ目に、小中学校の教職員間の連携と協働を深めてまいります。

5つ目に小中一貫教育の取り組みについて、学校評価アンケート等を実施し、家庭や地域との連携・協力をより一層推進してまいります。

期待される効果としましては、学力の向上、郷土かすみがうら市を愛する豊かな人間性や社会性の育成、小学校5年、6年生及び中学1年生の不安感の緩和、教職員の意識改革が上げられます。小中一貫教育を進めるに当たりまして、よりよい生き方を求める心の教育の充実を目指し、郷土教育、愛郷教育を推進してまいります。また、特別な支援を必要とする児童生徒の情報交換を密にし、小中学校で継続した指導を行うことで、児童生徒が個々の可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加ができる資質や能力を身につけることができるようにしていきます。

さらに、異なる学校の児童生徒が教職員間のさまざまな交流の推進に向けてICT教育の強化を図ってまいります。

保護者・地域への啓発としましては、15歳までにどのような子どもを育てていくかという、目指すべき姿を保護者や地域住民と共有し、教育課程に地域の特色を生かしていけるようにしてまいります。

教育委員会の役割としましては、大きく2点ございます。

1つ目は、支援、助言、指導としましては、各教育研究会等と連携し、育成する力、7 P o w e r s と態度・価値、8 V a l u e s を育成していくための教科・領域の指導計画や愛郷教育全体計画を作成していきます。また、小中一貫教育推進訪問を実施し、指導主事等が各学校の実情に合った支援、助言、指導等を行います。さらに、小中一貫教育推進委員会を定期的に開催し、各中学校区ごとの取り組みを全市内小中学校で共有してまいります。また、各中学校区で行う小中一貫教育推進委員会の進捗状況を確認し、適時訪問指導を行ってまいります。

2つ目の啓発としましては、モデル中学校区を指定し、小中一貫教育研究発表会を開催し、各校への啓発を行います。また、リーフレットや実践状況のたより、ホームページでの情報提供を積極的行ってまいります。

基本方針の14ページには、小中一貫教育推進5カ年計画を載せました。

平成29年度、今年度を設定期としまして、小中連携・小小連携を推進するとともに、小中一貫教育に向けた調査・検討を行います。また、今年度ご配慮いただきました全ての中学校に外国語活動、英語における市の非常勤講師を配置し、該当小学校への乗り入れ授業を行い、小中連携を強化しております。

第I期、平成30年度は準備期としまして、学校長間での情報交換・経営方針・児童生徒像の部分共有を進めるとともに、教頭会、教務主任会等を中心として連絡調整を行います。その際、共有できる部分の洗い出しと計画実践を行い、小中一貫教育の準備を進めます。

平成31年度は、以降開始期として、9年間を見通した中学校区における経営方針を学校長間で協議して示すとともに、それを受け各学校の学校経営方針を示し、中学校区の課題を解決するための合同研修会の開催などを計画的に進めてまいります。

平成 32 年度は移行推進期としまして、目標・指導内容・指導方法を学年内の全ての教職員が共通理解し、同じ方向で指導・支援を行えるようにしていきます。

第Ⅱ期、平成 33 年度は移行強化期として、学年目標、学級目標や校内研修の方針、生徒指導の方針、PTA 運営方針など、従前の方針を改善していきながら実施してまいります。

平成 34 年度において完全実施となります。

基本方針、最後のページには、予想される取組の例を示させていただきました。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○田谷文子委員長

以上で説明が終わりました。

ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら挙手の上ご発言をお願いします。

古橋委員。

○古橋智樹委員

小中一貫教育、全国的な流れもあるかと思うんですが、財政措置というのはどの程度期待できるのでしょうか。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

小中一貫教育の中の平成 34 年からの開校を目指して準備期間中及び建設にかかる費用等を財政と先日協議を行いました。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

この小中一貫教育関連の推進法はあるんですか。根拠になる財政措置とかの法律があるのですか。

○田谷文子委員長

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まず学校教育法に義務教育学校、それから小中一貫関係の名称規定がまず入った改正がございましたよね。それを受けて、学校教育法で、小学校とか中学校とか大学とかと規定があるわけですが、それを整備するに当たっては、学校環境改善交付金という補助金がございます。これは過去にも、今までも建設を行ったもので、通常改修だと 3 分の 2、新規事業だと 2 分の 1 というようなことで、今回も同じように、新設ということになりますので、2 分の 1 の補助金が該当するということでございます。当然、千代田中学校の既存校舎については改修という取り扱いになると思いますので、これについては 3 分の 1 の補助金ということになろうかというふうに考えております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

そうすると、小中一貫校教育に対しての運用も含めた交付税措置とか交付金とか、そういったものは特段にないと理解して、少し組織を圧縮して、人件費、先生方の給与といったものを圧縮ができるという財政的なメリットですか。なおかつ指導に当たっては、同じ組織なので、極端になるようですが、手があいたときには忙しいところに補充できるといったメリットでしょうかね。

○田谷文子委員長

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

まず交付税に関しては、これまでも佐藤議員から一般質問、あるいは全員協議会とかでいろいろご質問いただいております。基本的に交付税は学校数とか生徒数、そういった関係で、それが少なくなる関係上、交付税の算定基礎は小さくなる。影響額ということは、これまでも何度か委員会に対してお出しをしていた経過があるかと思いますが、その財政的なメリットですけれども、教員のいわゆる人件費の負担軽減ということですが、これも過去にもご質問、ご議論があったかと思うのですが、基本的に県費の職員ということです。都道府県職員の費用が下がるということが言われているわけですが、一方では、市町村には影響がないのではないかというご意見もあったかと記憶をしております。

まず、先生が行ったり来たりという、いわゆる乗り入れ授業ですけれども、基本的には、これまでも9年間は見通して教育していたのですが、小学校という独立した単位、中学校という独立した単位の中で9年間を見ていたわけです。今度は、それを小学校も中学校も一体化していこうということです。

どういうことかといいますと、基本方針（案）7ページをお開きいただきたいと思います。パワーポイントの資料ではなく、基本方針（案）という文書のです。7ページ中段、ここに9年間を見通した教育課程の編成という記載がございます。中ほどに丸ボチが2つあるかと思いますが、当該学年の指導事項がどのように上位の学年の指導事項に結びついているのか、その下は、当該学年の学習を行う上で、どのような基礎知識を下の学年で習得しているのか。これを把握して当該学年における指導の充実、指導方法の改善意欲を高めていく。これは何を言っているかといいますと、例えば小学校低学年の担任の先生が、この子が将来といいましょうか、あるいは高学年になる、あるいは中学生になったときに、どのような生徒になっているかということをもまずイメージする。さらに、今度は高学年の担任の先生は、あるいは中学校の先生は、この学年のこの子は、小学校のときにどういう学びをしていたのかということを知ることによって、いわゆる一人一人の違いに応じたきめの細かい指導が可能になってくるというふうに言われております。

ですから後戻りのない教育、要するに、この子はどこでつまづいていたのか、つまづいた部分を学び直すわけですから。そういったときに、小中と連携した教員の中で指導していくことによって、きちんときめの細かい指導ができるということで、効果的な学習の確保が可能になると言われております。これが従来の小学校単独、中学校単独の学校というか、お互いに引継ぎはあるのですが、現場の先生方が、小さいうちから目が届くというようなことが一番の利点ではないかと私は考えております。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

実際的には千代田中学校は物理的に一緒の敷地内になるということですが、今、部長がおっしゃったように、そのメリットは当然あると思うんですね。ただ、それをほかの中学校区にも、無理やり組み込むのは、物理的にまず不都合もあると思います。逆に千代田中学校が、児童数、生徒数が少ない見通しだということを売りにして、この小中一貫教育がうまくいけばふえるということにもなりますから。私は今横並び、全部実施するような方針と受けとめているのですが、私は千代田中学校だけを

先行してやっていただいて、地域性に配慮したほうがよろしいのかなと思います。

あと、霞ヶ浦中学校区も下稲吉中学校区も、どうしても物理的な隔たりがありますので、どちらかというと市民の皆さんは消極的じゃないかなという予想もあります。理念そのものは素晴らしいと思います。特段な財政措置、国もいろいろ選挙期間も含めて、教育に対する答申の傾向を出されています。少数精鋭の子どもたちを効率よく指導するという手段ではあると思います。けれども、私はかすみがうら市に限っては、千代田中学校区からだけで取り組んでいただきたいというふうに思うのですが。それは可能ですか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

この基本方針の9ページ、そこに、これまでもお話ししてきていることですが、施設形態別の学校の特色ということで、義務教育学校がこれ完全に施設一体型です。千代田中学校にできる学校は義務教育学校でもいいし、小学校と中学校を施設併設型で運用していくという、2つのあり方があるわけです。それと、施設分離型、これは下稲吉中学校と霞ヶ浦中学校区はこれに当たるわけですね。やっぱり市内で小中一貫教育を進めるという中で、千代田中学校だけを小中一貫教育を実施する。他の2中学校区はしないとなると、同じ市内で2つの教育方針というものがそこに生まれてしまいます。やはりどこの市町村でも取り組んでいるように、やはりやるのであれば市内同時に進めていきたいということで、これまでも千代田中学校区の統合になった場合、小中一貫教育をスタートしたいということでお話を申し上げてきたわけです。つくば市、あるいは土浦市、この近辺ではこの2つが取り組んでいる、あるいは取り組んでいこうとしているわけで、その辺のことを踏まえた上で、やはりそのような形で進めるのが市として望ましいのかなという判断で進めてきたわけでございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

あとは、学校の校舎が別々で、先進事例でこういう成果があるということを紹介していただければ、市民だって楽にご理解いただけると思うんです。先進事例が近隣にはありますけれども、メリットとかデメリットとか、ちょっとまだ評判が何も聞こえてきませんし、どこか先進事例でやっているところがあれば、校舎が離れていてもこういう成果がありましたというような実例を提示していただければ理解も深まると思います。全中学校区やるのであるならば、ぜひそういう形で進めていただきたいなと思います。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

メリットとデメリットというのは、当然考えていくべきであるということです。今回もそれについて、教育委員会としてはある程度先進的に取り組んでいるところの教育委員会から情報を取り寄せています。この基本方針ですから、やはりデメリットをここに述べるというのはいかがなものかということで、やはりこういう良さがありますよということで、取り組みましょうということが、やはり基本方針だと思います。そういうことで、特にデメリットは文書には載せていません。メリットについてはここに幾つか記載されていますけれども、何といたっても中1ギャップですね。これの解消には非常に効果的であると。現に不登校が非常に多くなっているという現状があります。霞ヶ浦中学校

でも千代田中学校でも、本当に落ちついた学校でさえ、不登校がふえていると。今年度もそのような状況でございます。

ですから、そういうことを踏まえたときに、やっぱり中1ギャップというものの効果というのは重視していきたいなと思います。それと、やはり先ほども部長からも言っていましたが、今までは小学校は小学校、中学校は中学校というような6年、3年という中で、その連携という9年を見通してということは、まず先生方からしてそういう意識というのは余り持っていない、持ってこなかったというのが実際のところだと思います。かすみがうら市内で言いますと、小学校だけしか勤務していないという先生が約半数、校長、教頭、教諭、常勤講師で小学校、中学校を経験している割合が50%です。そういう中で、小学校、中学校のどちらも経験した先生と片方だけしか経験していないという先生では、意識というのが間違いなく違います。やっぱりその9年間を見通した中で、この学年ではこういったことを重視していきたいというような、まず先生方がそういう意識を高く持って取り組むというのは、非常にやっぱり小中一貫教育のメリットとして考えられるということで私どもは認識しているところでございます。

以上です。

○田谷文子委員長

ほかにありますか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

幾つかあるんですけども、全体をこれ、小中一貫教育の基本方針が出てきたということについては、ちょっと近隣のほうからすると、相当なギャップが出てきているというふうには思うんです。この基本方針は、本来は4年前ですか、あるいは5年前ですか、そこの段階で私は出てくるべきものであったと。そうなっていけば、土浦市だとか、あるいはほかの区域の学校区の足並みと合わせて進んでいくことができていたであろうと思っていますけれども、この辺の認識については、教育長はどういうふうに考えておられますか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

議会の一般質問でもその点指摘されてきておるわけで、その中で私としては、千代田中学校区の小学校の統合がどういう形になるかというのが定まっていない。そういう中で策定するよりは、ある程度その方向性が定まった中でスタートするというのがその学校に沿って対応した基本方針をつくることのできるのではないかと思います。ことしの3月定例会で市長が、志筑小学校から千代田中学校地内に統合校をつくるというような方針が出ましたので、それに基づいて策定を進めてきて、本日お示しすることができたということでございまして、どちらかというと私としては、これまで先進的に取り組んできたつくば市、あるいは土浦市の、やっぱりこうしたほうがよかったとか、こういうところは改めるべきだとか、そういうところの情報が得られますので、かえって私としてはいいところどりみたいなことになるかと思います。少しでも本市の小中一貫教育のスタートに当たっては、大変ありがたい参考事例になるのではないかと考えております。

以上です。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

小中一貫校を進めていく上で、周りで進んできているということは、一つの先行事例ということで、さまざまな研究だとか検討ができるということですね。その点については、今までおくれていたというものを取り戻していくというところについては、これはぜひ参考にして精力的に進めていく必要があるかなと思っていますね。

これを進めていく上で、ちょっと心配だなと思った一番大きな点は、かすみがうら市の教師 220 人ぐらいの中で、小中一貫校を経験している教師というのはほぼ何人ぐらいになっているのですか。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

お答えします。

9 月段階の調査で 3.3%でした。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

話がちょっと、うわさをするかもしれませんが、それはちょっと我慢してください。

この全体のかすみがうら市における、岡野さんね、これをつくったときに、かすみがうら市のいわゆる教育水準ね、例えば学力テストだとか、そういうものについて、このことを進めることによって、茨城県の平均の相当上に行くというふうに確信していますか。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

はい。確信して作成させていただいております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

7 ページのところの質問をちょっとさせていただきたいんですけども、この全体のね、私、小中一貫教育の基本方針というふうに見させていただいたときに、子どもたちの 9 年間を通した、子どもたちの中学 3 年生ですね、その像をどういうふうにしていくのかという点がまだまだ弱いと自分は思っております。その点が 1 つと、あともう 1 つは、7 ページの 4 番、これ県の教育委員会の中でも、コミュニティスクールについては、今までの小野寺教育長のもとでは、茨城県はどちらかというと足踏み状態であったという話をいろんなところから聞くんですけども、最近になって、このコミュニティスクールについて、具体的な指導というものが入っていると聞いているんですけども、それを考慮して、これは書かれていますか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

設楽委員の今のご質問ですが、小野寺教育長からそういう指示が各市町村教育長にありました。特に茨城県はコミュニティスクールの設置状況が全国的にもかなり低位にあるということで、今後、茨城県として重点的に取り組んでいくべきであろうということで、各市町村の取り組みもぜひ前向きに

お願いしたいと、そういう要望がありました。それで、基本方針策定においても、このあたり十分検討していかなければならないと思っています。ただ、今回の基本方針においては、とりあえず小中一貫教育を進めるということを大きな中心として考えておりますので、これは当然今後取り組んでいかなければならないものとして強く認識しているところでございます。

ですから、千代田中学校区の中にできる学校は、同じ敷地内にできるわけですから、来年開校の新治学園義務教育学校を見てきておりますので、そういったところを十分参考にして進めるべきであろうと考えているところでございます。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

私この小中一貫教育の国田義務教育学校と新治学園義務教育学校と、視察も行かせてもらって、最近、特にやっぱり注目していたのは、小山市立絹義務教育学校が開校しましたね。やっぱり状況としてはうちのほうと非常に似ているなと思っていたんですね。その中でもやっぱり地域に根差した教育推進ということで、学校運営協議会の活用の中に、やっぱりコミュニティスクールとして、地域代表者や学識経験者から構成するという基本的な理念をはっきり記すに至っているんですね。だから、この点については、ちょっともう一つ検討していただきたいなというふうに思っています。

これについて、岡野室長、いかがですか。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

設楽委員のご発言を受けて、検討を進めてまいりたいと考えております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

それと、これが核になると思っているんですけども、7ページの（2）9年間を見通した教育課程の編成とありますね。この前、議員視察で大曲市教育委員会に行ってきましたけれども、各中学校区単位で9年間の子どもたちをその中学校区の特徴を生かしながら、子どもたちをどういうふうに育てていくのか。あと、グローバルな観点から、英語教育だとかそういうものを含めて、どういうふうに育てていくのかということですね、各中学校区単位であそこは、7つか8つ統合していましたね。そういう単位でカリキュラムの編成だとか、子どもたちに対する育成だとかいうものを行っていたんですが、この9年間を通した教育課程の編成とありますけれども、この編成は千代田中学校区、あるいは下稲吉中学校区、霞ヶ浦中学校区というふうに編成されていくと思うんですよ。その際に、この教育課程の編成、あるいはカリキュラムの編成は、全体と一緒にやるというよりも、中学校区単位で編成していくということが必要になってくると思うんですけども、これはそういうことを前提にしていますか。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

今ご指摘があったとおり、中学校区ごとの児童生徒及び地域の特性が3カ所、それぞれ特性がありますので、その中学校区ごとの組織で教育課程の編成を行っていくのが前提になっております。ただ、

今年度も既に各中学校区でいろいろな部会をつくって、研究・協議のほうには入っておりますので、今後もさらに進めていきますが、ただ、市として統一しなくてはいけない部分、あと方向性の部分は必ずあるので、それは教育委員会を中心として行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

あと、私も霞ヶ浦中学校の子どもたちをちょっと見ながら、ことしの部活の県大会は、霞ヶ浦中学校は8部会が上がっていくんですね。そのときに、なぜほかの中学校との格差だとか、格差というかね、成績というか、比べてどうなのといったら、茨城県の中でもトップクラスではないですかという話がちょっと担当の先生からも来るようになってきているんですけども、じゃ、何が違うんだというふうにいったときに、霞ヶ浦中学校のいわゆる体育館だとか武道館だとか、あるいはフォロー体制含めて、あと、多目的運動広場ですか、条件がまず違うという話が出てきたりしている。そうなるくと、例えば千代田中学校区も含めて、どういうふうな形で施設だとか包括的に活用していくのか、あるいは、下稲吉中学校区のところでは三校連ボランティアの人たちが一生懸命やっていますけれども、教育委員会として、下稲吉中学校と、下稲吉小学校、下稲吉東小学校、3校の例えば体育館だとか、あるいはほかの運動公園だとか、いろんなものがあると思いますけれども、条件を一つにね、子どもたちにそういうものも活用してやる必要が、今そういうものに迫られているような気がしているんですね。子どもたちが置かれているその条件が余りにも違う状態を改善していく。そういう意味でも、この取り組みというのは、中学校区単位で取り組んでいくというのは、喫緊の課題だなというふうには思っているんですけども。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

今、部活動の市内3中学校あるわけですけども、全部同じではないわけですね。千代田中学校は小規模中学校、霞ヶ浦中学校は中規模中学校、下稲吉中学校は大規模校として、それで統合して霞ヶ浦中学校はかなり部活動の成績がよくなったということ、これは事実だと思います。その根底にあるのは、やはり環境もあるし、またその子どもたちとかかわる、小学生のときから、テニスだとかバレーボールとか、そういうところの育成をする体制が整っていることが要因として考えられるのかなという思いをいたしております。

下稲吉中学校につきましては、よく古橋委員から生徒数に対してのグラウンド、それから特に体育館のスペースの狭さなどについてはご指摘を受けているところでございます。それらについての一応抜本的な解決策にはなっておりませんが、隣接する下稲吉東小学校の体育館、それからわかぐり運動公園の体育館、下稲吉小学校の体育館を使えるところでは使っていただくような形で、中学校の部活動に活用してもらおうと。ただ、これも季節によって、例えば今の時期になりますと、もう日没の早いということで、移動して部活動をして、またそこから帰るとなると、かなり厳しいということで、夏場に比較すると冬場には同じように活動するというわけにはいきませんが。そういったハンディというのは確かにございます。

そういったことで、これを同じく、同じ環境にするということはなかなか現状では難しいですけども、できる限りのことはしていくような方策はとっていききたいと。抜本的な解決策というところま

ではないかないまでも、子どもたちの少しでも運動量の確保などについては、今後とも隣接する施設の有効活用などを図っていききたいと考えております。

以上です。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

まず、先ほど小中一貫教育に関してはメリットとデメリットがあつて、基本方針にはデメリットは書かないというようなお話がありましたけれども、本来であればデメリット、言い方としては、例えば課題とその対応とか、そういう形で、もし小中一貫教育をやることによって生じるマイナスがあるのであれば、それをきちんと記載して、それに対してはこういうふうにカバーしていきますとか、そういったものを盛り込むべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ただいまのご指摘に対しましては、一応別紙で資料を作成しまして、お示ししたいと思います。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

ありがとうございます。

それがないと意見公募しても、いいことばかり書いてあるけれどもということで、きちんとした意見も集められないと思いますので、その提示、もちろん解決策も含めて、ご提示いただきたいと思います。

それから、小中一貫教育を行う、9年間の柔軟的な教育ができるということが大きなメリットだと思いますが、先ほどちょっと出ましたけれども、一人一人の習熟度に応じた教育については、もうちょっと踏み込んで、おくれをとつても、こういうカバーができますよとか、9年間教育ならではの柔軟な教育体制というのがぜひとっていただきたいなという思いがあるんですけども、その辺は、もうちょっと踏み込んでご提示をいただくことはできないでしょうか。

○田谷文子委員長

教育指導室長 岡野浩則君。

○教育指導室長（岡野浩則君）

宮嶋委員がおっしゃっているとおり、習熟度に関しては喫緊の課題のところがございまして、現在も少人数とか県の加配をいただいている学校に関しては対応できるようにしております。ただ、これは教職員の人的配置のところで、必ず毎年確保できるという確証はなかなかとれないものですので、ここではあえて記載はしていません。ただ、当然9年間を見通した個に対応した児童の充実を図っていく上では、いかにその子の不足な部分を早目に対応するかというのは、この各小中学校のカリキュラムを編成するときに検討して実践してまいりたいと考えております。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

もちろんその加配の問題を、そこを聞いて思いますけれども、制度的にも、戻って学習し直すよう

な形が違和感なくとれる、それが普通にできるようなカリキュラム編成をぜひ心がけていただきたいと思います。それがこの地域の学校に通えば落ちこぼれないで済むということにつながると思いますので、その辺を検討していただいて、ぜひ方針にも含めていただきたいなと思いました。

それから、3つ目ですが、千代田中学校区の施設形態別のところですね、義務教育学校にするのか、小中分離型の一貫教育にするのかですね。この問題が今後も地域の方々、関係者の方々のご意見を聞きながら検討してまいりますという記載になっていますが、これはぜひとも踏み込んで、義務教育学校として当市のモデル校指定も踏まえて、義務教育学校としてスタートするというふうに宣言をしていただいて、それに向けて学校づくりを考えていただきたいなと思います。そう書けない理由が恐らくあると思いますが、その理由は何ですか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

それは、志筑地区の保護者の方よりなかなか理解が得られないということで、その説明をするということで取り組んで、既に6回、説明会を開催させていただいております。その中で、まだ完全に納得していただけるような状況ではないということで、保護者の中にはこういう学校ありきということで進められては困るということで、それらについては十分、私どもの考えを聞いていただきたいというような経緯がありますので、その辺がまだ、もういいですよ、こんな形にしますからということを経済委員会として申し上げる段階ではないのかなということで。腹案としては持っています。ただ、今の段階では申し上げられないというのが、先ほど説明したことでございます。

○田谷文子委員長

宮嶋委員。

○宮嶋 謙委員

そういう声があるのは事実でしょうけれども、どういう学校をつくるのかわからないのにどうして同意ができますかというものは当然あると思いますよね。志筑地区の方は、自分のところの地域の学校がなくなっちゃうと、自分のところで統合されると思っていたのに、なくなっちゃうということに対して非常に心配と反発とがお持ちだと思いますが、それを、その苦しい思いを埋め合わせて余りあるようなすばらしい学校をつくらなければいけないということだと思いませんか。そのためには、やっぱり先進的な教育をこういう形でもって、どこにも負けない教育を施しますから、ぜひともご理解くださいというふうに説得することが大事なように私は思います。

何か曖昧なまま理解してくださいと言っているのは、なかなかこれご理解いただけないのではないかなと思います。むしろ踏み込んで、千代田中学校は市内でも特に義務教育学校としての条件が整っているのですということで、話をお示しして納得をいただくことが必要ではないかなと思います。そのためには、やっぱり時期も含めて、基本方針の中にも義務教育学校としてのスタートを位置づけていただきたいと思いますが、いかがですか。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

3月のときに新聞に市長が理解を得られているというようなことで、それを見た志筑地区の方から、いつこういうことが、どこでそういう確認がとれたのだというお叱りがあって、3月11日の保護者説明会で、千代田公民館で開催した場で、一応、結局市長が、その言い方が間違ってしまったというこ

とで謝罪しております。今後とも丁寧な説明をさせていただいて、進めていきますということで答えていますので、その方向で動いているということでございます。

一応、志筑地区の保護者の方も、国田義務教育学校、それから来年開校の新治学園義務教育学校に視察に行っています。それで、きょうこれを文教厚生委員会にお示しできました。これを受けて、志筑地区の保護者に、そのあたりも含めてご意見をいただきたい。またその中で、一応今、宮嶋委員がおっしゃったことも教育委員会としては十分含んで対応していきたいと思います。

ですから、今のところははっきりこうしますということは申し上げられないということで、ご理解いただきたいと思います。

○田谷文子委員長

ほかにごいませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

今の話とも兼ね合ってくるんですけれども、志筑地区の方々との話し合いといいますか、それが続いているということなんですけれども、やはり千代田中学校区が一体型で、モデルになっていく可能性が一番整っているところですね。そういう意味では、これ以降の統合小学校の施設だとかそういうものを考えていったときに、この８ページの（１）の教育課程の絵が描かれていますね。大きく３つに、１、２、３、４年生と５、６、７、８、９年生と描かれていますね。基本的にはこういうような小中一貫教育の推進の形態としては、このような形で想定しながら組み立てていっている。そうなるのと、これに見合った、例えば最近発足した絹義務教育学校においても、その基本方針の中には、学年段階の区切りと校舎利用の考え方ということで、そこの中学校の校舎と小学校の校舎をどういうふうに、学年段階のこの区切りがありますね、９年間の。その中でどういうふうにしていくのかということも、やはり記載は必ず、そういう過程の中にあるところはされていきますよね。そういう意味では、この小中一貫推進の形態という形で、ここで１、２、３、４、５、６、７、８、９年生とありますけれども、志筑地区の方々に提示する側においても、千代田中学校の校舎の利用のあり方、考え方についてはこういうふうに進めていくということも含めて提示していく必要があると思います。そうでないと、有効的に活用していくということがね、せっかくここまでできているんですから。それを実際の施設とどういうふうにもうまく連携していくのかということも含めて、やっぱり丁寧に志筑地区の方々にも説明をしていくことが大切だと思います。

ぜひ絹義務教育学校の方針書とかもアップもされています。ほかの義務教育学校でも、やはりそういうところは非常にデリケートな問題もあり、あと費用がかかることですから、今ある施設を有効に、どういうふうにしていくのかということについて、この小中一貫教育推進の形態と校舎利用の考え方について、やはり教育委員会としても準備をしてほしい。志筑地区の方々にもこうしていくということを提示できるようにして、実際の学校の建設に入っていくことが順当な方法なのかと思います。その辺も検討をお願いしたいなと思います。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

ありがとうございます。

今、設楽委員からご意見いただきましたことを十分踏まえまして、志筑地区の保護者の方に説明していきたいと思います。ありがとうございました。

○田谷文子委員長

ほかにありませんか。

設楽委員。

○設楽健夫委員

ことし教育研究会が櫻井先生ですか、お招きして、小中一貫校の活用の仕方のテーマで講演をされた。先ほどの話ですと、小中一貫教育ということを経験している先生方が非常に少ないという中で進めていくということになりますから、やはりこの教育研究会だとか、さまざまな会活動もあると思いますけれども、ほかの地域に追いついていくということも含めて、余り急ぎ過ぎるとまたいろんな問題が出てくるとは思いますけれども。そういうことも含めて、体制を整えていくことをお願いしたいと思います。

○田谷文子委員長

教育長 大山隆雄君。

○教育長（大山隆雄君）

十分そういったところを踏まえて、今後進めていきたいと思います。

○田谷文子委員長

岡崎委員。

○岡崎 勉委員

これは基本方針で柱でしょう、これ。この後、具体的にはまた別につくるわけですね。ですから、余り細かくはできないということはあるですね。このほかに今度は、今言ったいろいろな千代田中学校とか志筑小学校という話は、後でまた取り上げてください。

以上です。

○田谷文子委員長

委員長を交代します。

[委員長、副委員長と交代]

○設楽健夫副委員長

田谷委員。

○田谷文子委員

先ほど来、宮嶋委員の質問の中に、私が一番、毎回一般質問で懸念があります。どうして土浦市の新治学園義務教育学校を勉強しながら参考にいたしますというご答弁がいただけないけれども、一番何が障害なのかなというのが私も一番質問するところであります。先ほど来、大山教育長からお話がありましたけれども、ぜひとも設計の段階に至るまでに、千代田中学校をモデル校として、義務教育学校として出発できるように二段構えにしますといろいろな面でロスが出ます。要は皆さん、いろいろなところをご視察していただいていると思いますが、つくば市も土浦市もできるところから小中一貫校として、一体型の義務教育学校としての出発をしています。いろいろ多様化していると思うので、ぜひとも設計の段階の出発点から、義務教育学校として出発をしていただきたい。そのためには志筑地区の皆さんにもご理解をいただきたいと思っていますので、ぜひともよろしくお願いします。

以上です。

○設楽健夫副委員長

委員長を交代します。

[副委員長、委員長と交代]

○田谷文子委員長

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、ここで委員の皆さんに申し上げます。

[「その他」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

次に、その他でございますが、霞ヶ浦地区小学校統合に係る廃校備品の処分の経過についてを議題といたします。

説明を求めます。

教育部長 飯田泰寛君。

○教育部長（飯田泰寛君）

担当の山内課長からご説明申し上げますので、よろしくお願いします。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

資料1枚をご提出させていただいております。

霞ヶ浦地区小学校統合に係る廃校備品の処分の経過についてということですが、霞ヶ浦南小学校と霞ヶ浦北小学校の統合に伴いまして、旧小学校にありました備品等につきましては、必要なものは統合校に移動をしまして、その残ったものについて、市内全部の小中学校、それから市役所の各課へ要望により配分をしました。今現在残っているものにつきまして、インターネット公売の準備をしております。

中段ほどにありますが、日程としましては、先日16日に市のホームページへ情報を掲載いたしました。このYahooインターネット公有財産売却というところに参加の申し込み期間としまして10月23日から11月9日まで、実際の入札の期間としましては11月24日から12月1日まで。入札の確定が12月5日。引き渡しは12月15日から1月15日までの間に実際に引き渡すということで予定を組んでおります。

このインターネットに掲載した備品は、ピアノであるとか、テーブル、ロッカー、そのようなものを約200点ほど掲載しております。それに伴いまして、入札手続をしていきたいと思っております。

それから、一番下になりますが、それでも残ったもの、その備品につきましては、1月16日以降、一般開放日を設けて市民の皆様へ無償提供をということで考えております。

以上でございます。

○田谷文子委員長

説明が終わりました。

設楽委員。

○設楽健夫委員

これ校長室にあるね、まだいろんな資料が入っていると思うんですよ。これは歴史的なものも入っていますし、今後も旧安飾小学校がそういう歴史博物館の附属施設ということもあるんですけども。この校長室にあるものについては、この対象から、きちっと精査できるまで外しておく必要があると思います。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

その辺のところは十分承知しております、今回のものから外しております。あとは歴史博物館と調整をいたしまして、旧安飾小学校のほうに部屋を設けていただいて、移すような手段をとりたいと思っております。

○田谷文子委員長

設楽委員。

○設楽健夫委員

わかりました。

○田谷文子委員長

ほかにありませんか。

古橋委員。

○古橋智樹委員

200品あるけれども、スタートの処分価格はトータル幾らぐらいかな。

あとは、給食室を新しくつくったけれども、結局備品全部買ったわけですね。あとは校舎の利用方法、今後の利用もまだあいているところがあったり。本来ならちょっと概要、どんなものがどういう価格でやるのか本当は見たかったところです。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

予定価格としましては、机であるとかロッカーであるとかはかなり年数がたっておりまして、傷んでいるものもありますので、大体参考例として、他市町村の参考で、予定価格を1,000円ぐらいとしております。ほぼ1,000円で見えております。ただし、ピアノにつきましては、かなり高価に売れるものがあります。年式や形式により違いまして、かなり高価になりますので、一応ピアノ取扱業者のほうから見積もりをいただきまして、予定価格を決めております。高いものでは30万以上するものもありますし、古いものとか安いものであれば7万ぐらいというものもあります。ピアノについては価格がほかよりも高いので、その設定をさせていただいています。ほかのものはほぼ1,000円という単価で予定価格を公表しております。

以上です。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

保育所が結構音の悪いピアノを使っていたりするから、それよりグレードがいいものだったら交換してあげたいと思います。高価なものといっても、そんなのはあるわけじゃないでしょうから。ほかの例えば勤労青少年ホームは将来的な計画はあっても、かなり調律もぐちゃぐちゃなピアノが置いてあった記憶があります。それを売るに当たっては、ほかの部門に取りかえという情報を流したほうがいいと思います。

○田谷文子委員長

学校教育課長 山内美則君。

○学校教育課長（山内美則君）

市役所内の各課には、全てあるものの写真を含めて公開をして、欲しいものがあれば、要望していただいて、配分が終わっているところです。それでも残ったものということで、今回公売ということでございます。

○田谷文子委員長

古橋委員。

○古橋智樹委員

わかりました。

○田谷文子委員長

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

以上で本日の日程は全て終了いたしました。そのほか委員の皆様から何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○田谷文子委員長

それでは、ないようですので、ここで委員の皆様申し上げます。

かすみがうら市生涯学習推進計画（案）の説明を教育委員会から受けるため、来る11月17日金曜日に本委員会の開催を予定しております。詳細は決まり次第、各委員に追ってご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の文教厚生委員会を散会いたします。

散 会 午後 0時26分

かすみがうら市議会委員会条例第 30 条の規定により署名する。

文教厚生委員会委員長 田 谷 文 子